

男鹿市告示第60号

男鹿市地域振興基金活用事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市地域振興基金活用事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市地域振興基金活用事業補助金交付要綱（令和3年告示第23号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであって、当該年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）に実施する事業とする。<u>ただし、継続して実施することが必要な事業であると認められる場合は、2年を限度とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とする。ただし、同一年度における1団体当たりの限度額を<u>200,000円</u>とし、補助金の算定額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> | <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであって、当該年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）に実施する事業とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とする。ただし、同一年度における1団体当たりの限度額を<u>100,000円</u>とし、補助金の算定額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------|-----|
| 備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 | |

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。